

移住者就業スキルアップ支援事業業務委託 仕様書

1 業務目的

本業務は、大分県への移住を希望する若年者に対し、キャリア相談、就職先の紹介・斡旋といった伴走型の転職支援に加え、女性向けキャリアスクールの活用や資格取得によるスキルアップ支援を通じて、移住と県内中小企業への就職を促進することを目的とするものである。

2 業務名

移住者就業スキルアップ支援事業業務委託

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 事業対象者

本業務における主要な対象者は下記表に示すとおりとする。

地域	大分県外
性別	設定なし
年代	20代、30代を中心とした若年者、18歳未満のこどもがいる子育て世帯
興味関心	仕事、転職、就職、資格取得、ITスキル等
行動変容	仕事または居住地の選択肢を提供することで移住を促進

5 目標人数

移住者就業スキルアップ支援によるマッチング成立目標数値 50人

- ・20代、30代を中心とした若年者、18歳未満のこどもがいるものを対象とする。
- ・女性向けスキルアップ支援と資格取得スキルアップ支援は併用できないものとする。

6 業務内容

(1)移住者就業スキルアップ支援に関すること

下記①～⑦に留意のうえ、本事業に参画する事業者の有料職業紹介事業許可証の写し及び過去の職業紹介事業の実績、キャリアアドバイザーの経歴や保有資格等を示すとともに、キャリア相談における伴走型支援の業務計画について提案すること。その他の提案がある場合は、その詳細も業務計画に掲載し、提案すること。

①キャリアアドバイザーの設置に関すること

就職・転職についての情報提供及び就職に向けた伴走型支援を行うため、下記のとおりキャリアアドバイザー(2名程度)を設置し、円滑に対応できる相談体制を構築すること。

ア. 設置期間

履行期間に準じる。

イ. 受託者及びキャリアアドバイザーに求める資格・スキル

本事業は、有料職業紹介事業の許可を得ている事業者が参画することを必須とする。

キャリアアドバイザーは、キャリア相談を実施するための経歴や資質等を有し相談対応が行える知識・経験がある者とし、厚生労働省が指定したキャリアコンサルタント名簿に登録されている者を推奨する。

②相談対応について

ア. 面談

対象者に対してヒアリング・面談を行い、対象者の希望や適性を考慮し、求人案件とのマッチングを図る。ヒアリング・面談については、原則対面又はオンラインでの実施とする。対象者の相談実施後、ヒアリングシート（様式任意）を作成すること。

※相談窓口となる電話番号、メールアドレスを用意すること。

イ. 伴走型支援

伴走型支援のサポートを受ける者については申込制とし、対象者の相談対応状況について、管理シート(様式任意)を作成し、管理すること。

ウ. 就職試験に関するサポート

面接対策や応募書類作成等による就職に向けた伴走型支援を行うこと。

エ. 職場見学の調整及び同行

対象者が、職場見学を行う場合、対象企業との調整を行うこと。見学の際に同行すること。

オ. フォローアップ

受託者は対象者の各段階に応じたフォローアップを適宜実施すること。併せて、採用企業の人事担当者からの相談窓口を設置すること。(履行期間内を想定)

カ. 前年度からの受講者の取り扱い

前年度に受講決定した者のうち、引き続き支援が必要な者に対してフォローを行うこと。対応は6.業務内容(1)②と同内容とし、前年度の受講決定者(契約後に別途県が示す者)の各段階に応じたサポートを行うものとする。

③職業紹介の成功報酬について

受託者は、職業紹介に関し企業(求人者)からの対価を受け取らないこととする。本事業で取得した求人情報による紹介実績及び雇用関係の成立実績における対価は、委託費に含むものとする。

採用企業から、県事業であることかつ紹介料不要であることの下承を得た旨を証明する書面を提出させること。

④移住相談会等への参加

県が開催する移住相談会等へ参加し、移住希望者に対して本事業の情報提供及び相談対応を行うこと。(東京都：3回、大阪府：2回、福岡県：2回の計7回)

⑤スクーリングの実施

円滑な移住に向けたサポートを行うため、受講者に対し大分県にて対面で面談等を行う機会(以下、スクーリングとする。)を設け、必要な旅費について支援を行うこと。

- ・スクーリングの実施回数は一人当たり1回までとする。
- ・企業への訪問や住居の選定など、就職・移住に向けたサポートを行うこと。
- ・スクーリングに必要な旅費支援額は下記のとおりとする。

(受講者の住所地)

東日本地区

1回につき上限4万円

西日本・沖縄地区(九州除く) 1回につき上限3万円

九州地区(大分県を除く) 1回につき上限6千円

※大分県に移住後に行うスクーリングは上記旅費支援の対象外とする。

・スクーリング費用は、移住後に実績を確認し、事業者より支払いをすること。

※移住が事業実施年度を超える場合は、移住の意思を確認したうえで、事業実施年度内に支払うものとする。なお、当該受講者が移住を辞退した場合は、受講者が県に返還を行うものとする。

・スクーリング費用の支給に疑義が生じた場合は、県と協議を行うこと。

⑥ 県事業や他の機関との連携

・大分県おおいた産業人財センターと連携しながら県内企業(求人者)に訪問し、本事業の支援内容について告知すること。また、本事業で取り扱う求人情報を増やすよう努めること。併せて、本事業の実施について企業から書面等による同意を得ること。

・県、市町村及び職業紹介関係機関と連携した就職のサポートを行うこと。

・県の他事業への参加促進や、移住支援策の紹介を積極的に行うこと。

※例:おおいたジョブナビ(<https://oita.saiyo-job.jp/nbtk/recruit/>)の求人情報登録促進など。

(2) 女性向けスキルアップ支援に関すること

下記①～②に留意のうえ、女性向けキャリアスクールの活用によるスキルアップ支援の業務計画について提案すること。また本事業に参画する本事業に参画する女性向けキャリアスクールについて(過去の経歴及び実績等)記載すること。その他の提案がある場合は、その詳細も業務計画に掲載し、提案すること。

① 女性向けキャリア(デジタルスキル習得支援)スクールの開講

ア. 内容

大分県への移住と、移住後の就職・転職・副業・フリーランス・起業等を希望する20・30代を中心とした若年女性、または18歳未満のこどもがいる者に対し、デジタル分野を中心としたスキル習得支援を行うスクールを開講する。

イ. コース

受講者の志向・適性に応じ、以下の分野を基本として開講すること。

- ・Webデザイン
- ・Webマーケティング(SEO、広告運用、データ分析等を含む)
- ・Webサイト制作(CMS活用を含む)
- ・ライティング/コンテンツ制作
- ・SNS運用
- ・動画制作・編集
- ・ディレクション/プロジェクト推進基礎
- ・デジタル基礎(ITリテラシー等)

ウ. 指導方法

・受講者の適性・経験・学習目的および移住・就職(起業)希望等を踏まえ、学習到達目標および学習計画を設定し、進捗状況に応じて計画の見直しを行うなど、個別最適な学習支援を実施すること。

- ・受講者の住所地から受講できるよう、オンラインを活用して学習支援を行うこと。
- ・1日（9時から21時）あたり5枠程度、双方向型で学習に関する質問や相談ができる機会があり、受講者が期間中希望する時間で予約ができる状態になっていること。
- ・上記の学習支援の機会に加え、受講者からの質問・相談に随時対応できる体制（例：チャット等）を整備すること。
- ・就職・起業等に資する実践的な学習となるよう、課題設定や成果物作成（例：制作物、提案資料、運用レポート等）を取り入れた指導・助言を行うこと。

②受講期間、受講実費、支援内容等

ア. 受講期間

受講生の適正・能力と大分県への移住及び就職・起業に必要な技術習得期間を鑑み、履行期間中に受講を完了するように指導を行うこと。

イ. 受講実費

パソコン、教材、試験手数料等の実費については受講者の負担とする。

ウ. アンケートの実施

本事業の効果検証のため、受講終了後に受講者アンケートを実施すること。

(3) 資格取得スキルアップ支援に関すること

下記①～②に留意のうえ、資格取得スキルアップ支援に関する業務計画について提案すること。

その他の提案がある場合は、その詳細も業務計画に掲載し、提案すること。

①資格取得等スキルアップの提案

ア. 内容

大分県への移住と、移住後の就職・転職・副業・フリーランス・起業等を希望する20・30代を中心とした若年者、または18歳未満のこどもがいる者に対し、資格等取得の支援を行う。

イ. 対象資格等の種類

- ・簿記、宅地建物取引士、ファイナンシャルプランナー、医療事務、調剤薬局事務、登録販売者、語学語学の種類（下記言語の語学検定受験にかかる学習に限る）
- 英語、韓国語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、ミャンマー語

ウ. 指導方法

- ・大分県への移住後の生活設計や個人の希望を確認し、それに合致する適切な資格等を提案する。
- ・提案した資格の取得に向けた具体的な学習計画を策定する。また、計画に基づき、定期的に学習の進捗状況を確認する。
- ・学習進捗に応じて受講者のモチベーション維持・向上を図るためのマネジメントを行う。加えて、資格取得に向けた具体的な助言を適時提供する。

エ. 通信講座費用の支援

円滑な資格取得に向けたサポートを行うため、受講者が資格等取得等にかかる通信講座を行う機会を設け、必要な通信講座費用について支援を行うこと。通信講座費用の支援額は下記のとおりとする。

- ・一人あたり上限8万円（税込）
- ・通信講座費用は、移住後に資格取得等の受験実績を確認後事業者が支払いをすること。
- ※移住が事業実施年度を超える場合は、移住の意思を確認したうえで、事業実施年度内に支払うも

のとする。なお、当該受講者が移住を辞退した場合は、受講者が県に返還を行うものとする。

・通信講座費用の支給に疑義が生じた場合は、県と協議を行うこと。

②受講期間、受講実費、支援内容等

ア. 受講期間

受講生の適正・能力と大分県への移住及び就職・起業に必要な技術習得期間を鑑み、履行期間中に受講を完了するように指導を行うこと。

イ. 受講実費

パソコン、教材、試験手数料等の実費については受講者の負担とする。

ウ. アンケートの実施

本事業の効果検証のため、受講終了後に受講者アンケートを実施すること。

(4) 参加者募集及び情報発信

下記①～⑥に留意のうえ、ターゲットの到達率の高いメディアを選択し、想定する Web(SNS を含む) 広告のパナーデザイン案、Web(SNS を含む)の配信媒体及び媒体ごとの広告の量及び目標値(広告が表示される回数、広告の閲覧数やクリック数等)の広報計画をそれぞれの想定金額と合わせて提案すること。また、一般的な Web 広告によらないそのほかの広報の提案も可とする。その他の提案がある場合は、その詳細も広報計画に記載し、提案すること。

①募集期間

令和 9 年 5 月までに移住の意思があるものを対象として、募集期限を令和 8 年 9 月 30 日までとする。ただし、募集者数が充足しない場合は、募集期限の延長について県と協議すること。

②応募者管理及び受講希望者の面接

- ・WEBサイトを経由し申込を受け付ける体制を整え、応募者の情報を適切に管理すること。
- ・応募があった受講希望者に対して、大分県への移住意欲やスキルアップ意欲及び就職・起業の希望について丁寧に聞き取りを行い、本事業の対象者として受け入れできるか面接を行うこと。
- ・面接の結果は記録のうえ速やかに県に報告すること。

③移住者就業スキルアップ支援に関する情報更新・維持管理

以下ア～ウに情報更新や維持管理が必要な場合は受託事業者において適切に対応すること。

ア. Web サイト「Dive OITA」(<https://dive-oita.com/>)の運営及び更新

イ. 令和 5 年度～7 年度若年者移住サポート事業で作成した WEB サイト等の旧ドメイン（利用終了したドメイン）を保有すること。

ウ. 事業周知チラシの制作(A4 サイズ、両面カラー、データ納品)

④移住者就業スキルアップ支援に関する情報発信

ア. 本業務には、広告制作費等、広報に係るすべての費用を含むものとする。

イ. 本業務に要する必要な情報や写真素材を収集するとともに、効果的な告知内容を作成し、発信すること。

ウ. 広報内容は、必ず県の承諾を得ること。

エ. 本業務により配信する広告のインプレッション数、クリック数、クリック率、クリック後の行動等を閲覧者の属性(地域、性別、年代や興味関心等)ごとに適宜分析し、県担当者に説明するとともに検索広告、ディスプレイ広告におけるキーワード等設定の見直しについて、県に協議すること。

オ. 必要に応じて運用の見直し等についての提案を行うこと。なお、提案は理解しやすいものを必須とし、理解が難しいものは再提出を指示する。

カ. 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。

キ. 広報を複数回実施した中で、どの訴求が効果的であったのかどうかを判断するための指標を提案すること。(なお、「効果」というのは、ターゲットの態度変容を起こした表れのことを指す。)

ク. その他、別紙「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に留意すること。

※なお、本事業における今後の成果拡大のために、本事業の結果を基にした今後の方針に関して、委託の実施報告書内で触れること。

⑤その他広告

事業目的達成に向けて、別にランディングページを用意することが効果的な場合は、それを提案すること。

⑥移住相談会の実施に関すること

ア. 移住相談会の開催

東京での開催とし、県が定めた会場(ふるさと回帰支援センターを予定)で実施すること。

契約締結日から令和8年9月までに計2回開催することとし、県が定める日程で実施すること。

また、移住相談会に関連してゲストスピーカーを招集する場合は、謝礼及び旅費を支給すること。

下記に留意のうえ、想定する計2回の移住相談会内容を提案すること。

- ・移住相談会を企画する場合は、より多くの対象者の集客が見込める内容を提案すること。
- ・移住相談会を企画する場合は、セミナーと相談会の二部構成とすること。
- ・移住相談会にはキャリアアドバイザーを配置し、相談体制を構築すること。
- ・移住相談会は県の就業関連機関等と連携して実施すること。
- ・具体的な内容は県と協議のうえ決定すること。

イ. 移住相談会集客に関する Web (SNS を含む) 等による告知業務

下記に留意のうえ、ターゲットへの到達率の高いメディアを選択し、想定する・移住相談会集客に関する Web (SNS を含む) による告知業務のパナーデザイン案、Web (SNS を含む) の配信媒体及び媒体ごとの広告の量及び目標値 (広告が表示される回数、広告の閲覧数やクリック数等) の広報計画をそれぞれの想定金額とあわせて提案すること。また、一般的な WEB 広告によらないその他の広報提案も可とする。その他の広報提案がある場合は、その詳細も広報計画にあわせて記載し、提案すること。

- ・本業務には、広告制作費等、告知に係るすべての費用を含むものとする。
- ・本業務に要する必要な情報や写真素材を収集するとともに、効果的な告知内容を作成し、発信すること。
- ・告知内容は、必ず県の承諾を得ること。
- ・本業務により配信する広告のインプレッション数、クリック数、クリック率、クリック後の行動等を閲覧者の属性(地域、性別、年代や興味関心等)ごとに適宜分析し、県担当者に説明するとともに検索広告、ディスプレイ広告におけるキーワード等設定の見直しについて、県に協議すること。
- ・報告の際、必要に応じて運用の見直し等についての提案を行うこと。なお、提案は理解しや

すいものを必須とし、理解が難しいものは再提出を指示する。

- ・その他、別紙「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に従うこと。
- ・透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。

ア. 広報日程

開催日の4週間前の告知内容の事前協議を行い、3週間前から告知を開始することを目安とする。

イ. ターゲット

4. 業務対象者(a)、(b)

ウ. 目標参加者数(単独移住相談会)

20人/回以上

エ. アンケートの作成

- ・移住相談会開催時にアンケートを作成し、参加者から回答をもらうこと。

オ. その他

具体的な内容は県と協議のうえ決定すること。

7 対象経費等

業務の対象となる経費区分は、以下のとおりとする。

①移住者就業スキルアップ支援に要する費用

*スクーリング費用 610 千円(税抜)を含めた提案をすること。

*前年度からの受講者の対応に要する費用(個別面談に係る経費等)も適切に見積もること。

②資格取得スキルアップ支援に要する費用

*通信講座費用 80 千円×25 名=2,000 千円(税抜)も合わせて見積もること。

③その他業務に要する費用

*一般管理費は 10%以内とする。

8 成果物及び実施報告書の提出

(1) 成果物

下記①～②について、業務期間内までに成果物を提出すること。

①チラシデータ一式(PDF 納品)

②新たに WEB サイト等を作成した場合は作成した WEB サイトのデータ一式(JPEG・Word 文書等にて)

(2) 実施報告書

①転職支援、女性向けキャリアスクールによるスキルアップ支援及び資格取得支援等にかかる実施報告

- ・全受講者名簿を作成し、事業終了時点の就労・移住状況について報告すること。
- ・応募者一覧及び選定結果
- ・スクーリング回数・費用支払い実績及び実施状況
- ・通信講座費用支援回数・費用支払い実績及び実施状況
- ・紹介料不要であることについての承認証明書

②移住相談会参加にかかる実施報告

- ・移住相談会参加報告及び成果

③広報関連実施報告

- ・移住相談会実施報告及び成果
- ・チラシ等広告データ一式
- ・Webページ及びLP等運用の結果
- ・SNS、Web広告等の広告概要および運用結果

④その他県が指定する資料一式

9 権利の帰属

本業務により新たに制作した制作物（データ、ウェブサイト、イラスト、写真、文章、デザイン物、プログラム等）の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から 28 条に定める全ての権利を含む。）は、発注者に譲渡するものとし、発注者はこれらの制作物を無償で自由に二次利用できるものとする。

10 その他業務実施上の条件

- （1）第三者が権利を持つ素材を利用する場合は、受託者が著作権物の承諾を得て行うものとし、県が著作権を持つ素材の利用についても同様とする。なお、これらを怠ったことにより、著作権の権利を侵害したときには、受託者は一切の責任を負うこと。
- （2）受託者は、納品する成果物に使用する映像、イラスト、写真、資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任を全て負うこととする。第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- （3）成果物及び委託契約に基づく県の成果物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。
- （4）受託者は、成果物に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該使用許諾等に係る一切の手続きを行う。
- （5）本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は大分県に帰属することとする。
- （6）受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。
- （7）受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- （8）本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。

I 本業務に伴い開設するランディングページ等のウェブサイトに関する事項

1 Google Analytics のアカウント管理に関する業務

- (1) 本業務に伴い開設するランディングページ等のウェブサイト（以下、「本業務関連ウェブサイト」という。）には、「本業務用 Google Analytics (Google Analytics 4 プロパティとする。）」、「Google Search Console」の導入を必須とする。
- (2) 「本業務用 Google Analytics」上で、本施策における目標・イベント設定等を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (3) Google Analytics 等、各種アカウントの作成時には、内容について大分県の承認を得ること。また、本業務において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を大分県に譲渡すること。
- (4) プライバシー保護への配慮の観点から、本業務関連ウェブサイトには、取得するユーザーデータ等に適したプライバシーポリシーを作成し、公開すること。

2 大分県 Google タグマネージャーによるタグ活用・コンテナ管理に関する業務

- (1) 本業務関連ウェブサイトに、各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、大分県が別途指定する「大分県 Google タグマネージャー」を活用し、本業務用のコンテナ内でその管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「大分県 Google タグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を大分県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について大分県の承認を得ること。また、「大分県 Google タグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を大分県に譲渡すること。

II ウェブ広告の実施に関する事項

1 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 「本業務用 Google Analytics」で施策効果を取得するため、大分県が別途指定するルールに基づき、各広告媒体タグのパラメータを設定及びデータの蓄積を行うこと。
- (2) 本業務に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に大分県が指定するリマーケティングタグを設定し、訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「大分県 Google タグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。
- (3) 広告運用開始後一週間以内に、本業務において取得すべきデータが取得できていることを確認し、大分県へ報告すること。

2 Google 広告を利用する場合

- (1) 大分県公式の MCC (マイクライアントセンター) 及び「本業務用 Google Analytics」とリンクすること。
- (2) 大分県が今後もデジタルプロモーションを行うことを鑑み、Google 広告アカウント及び「本業務用 Google Analytics」それぞれで、効果的と考えられるオーディエンスリストを設定し、大分県公式の MCC と共有すること。
- (3) Google が提供する無料調査(「ブランドリフト効果測定」等)が利用できる場合には、大分県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

3 SNS 広告を利用する場合 (Facebook、Instagram、Twitter、TikTok、LINE 等)

- (1) 大分県公式 SNS のビジネスマネージャーや大分県が別途指定する SNS ページに広告アカウントをリンクすること。または、SNS 広告の運用状況の確認が出来るよう、大分県に対してアナリストの権限を付与すること。
- (2) 大分県が今後もデジタルプロモーションを行うことを鑑み、リマーケティングリストやオーディエンスリストの作成が可能である場合には、その設定を行い、大分県公式 SNS のビジネスマネージャーへの共有やアカウント引継ぎなど、事業終了後において大分県が活用可能な状態とすること。
- (3) 効果測定において、SNS プラットフォーム (Facebook、Instagram、Twitter 等) が提供する無料調査(「ブランドリフト効果測定」等)が利用できる場合には、大分県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

4 動画制作・動画広告を実施する場合 (Youtube 等)

- (1) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google 広告を利用する場合は、YouTube チャンネルと Google 広告アカウントをリンクさせること。
- (2) 大分県が今後もデジタルプロモーションを行うことを鑑み、動画視聴者のアクセス情報(動画視聴者リマーケティングリスト等)を蓄積すること。
- (3) YouTube を利用する場合、YouTube チャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的な SEO 対策を行うこと。
- (4) 無料調査(「ブランドリフト効果測定」等)が利用できる場合には、大分県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

5 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体の規約、プライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したデータと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報(個人データ)とならないように留意すること。